

就学ガイダンス

1. 就学・転学相談概要

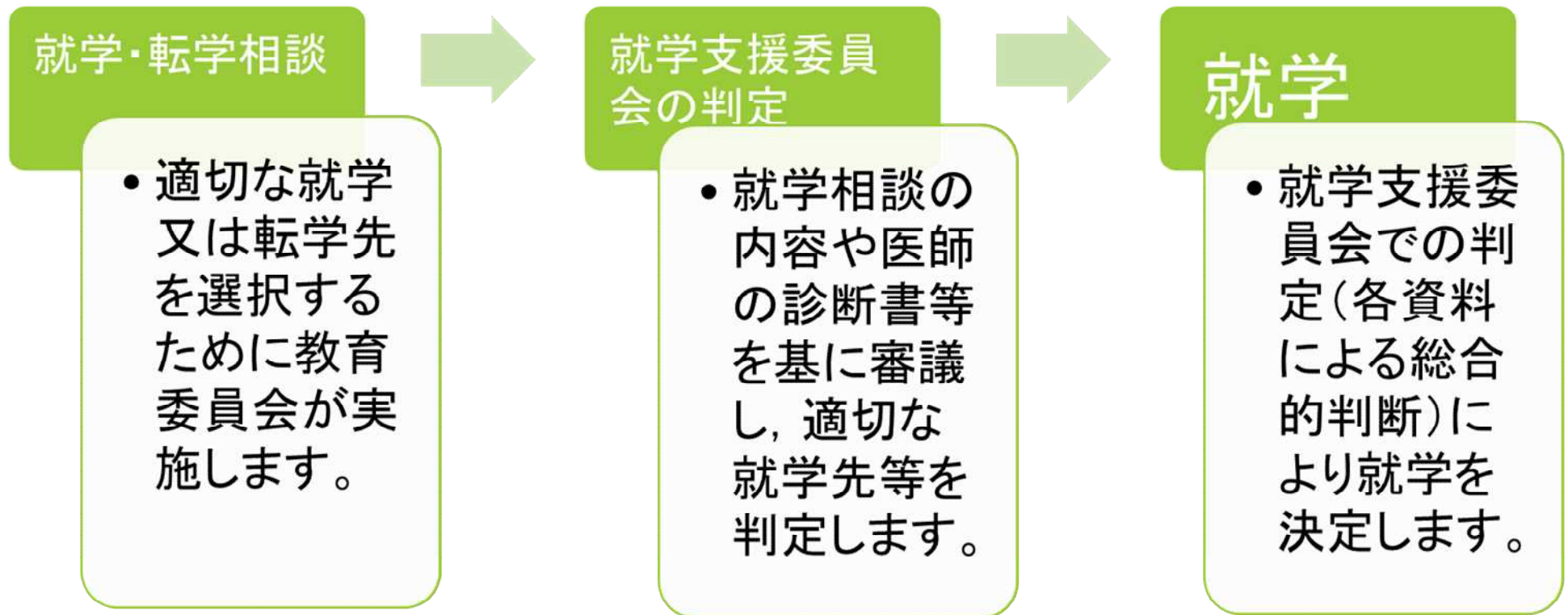
(1) 就学相談の概要

就学相談とは、様々な教育の場を紹介しながら、児童・生徒が持っている力を伸ばすためにはどんな環境や学習が必要なのかを、児童・生徒の状態に応じて、保護者の方とともに考え、より適した就学先を相談する場です。小学校就学にあたっての相談だけでなく、中学校就学の相談及び小・中学校に在学中の転学相談も行います。

なお、就学相談は、保護者からの申請によって始まり、保護者の了解をもって就学先を決定し、終了します。必要に応じ、相談は継続されます。

1. 就学・転学相談概要

(2)就学相談の流れ



2. 就学・転学相談事務手続

(1) 就学相談等の申込み

・就学予定児童・生徒の保護者で就学相談を受ける場合は、就学(転学)相談申込書に就学支援ファイル、医師の診断書又は医師診察記録及び療育機関又は医療機関の作成による発達検査の結果を添えて教育長に就学相談を申し込みます。

・児童生徒等の保護者で転学相談を受けようとする場合は、就学(転学)相談申込書に転学相談票(第4号様式)、医師の診断書又は医師診察記録及び療育機関又は医療機関の作成による発達検査の結果を添えて教育長に転学相談を申し込みます。

※就学相談の手続は、狛江市就学相談等実施要綱にて規定しています。

2. 就学・転学相談事務手続

(2)就学支援委員会

就学相談等を申し込んだ児童・生徒の就学先決定にあたって、発達検査の結果、医師診察記録、行動観察記録等に基づき粕江市就学支援委員会で審議を行います。審議は、教職員等で構成された就学支援委員会にて行います。

※就学支援委員会は、就学相談等を申し込んだ児童・生徒の就学先決定にあたって、専門的な立場から就学先等を審議するための機関です。特別支援学級設置校の校長、副校長、市内各小中学校の特別支援教育担当教諭等、都立特別支援学校の教諭等、市教育委員会より指導室長、指導主事、教育支援センター職員、就学相談専門員等で構成されており、小児精神の専門医、臨床心理士がアドバイザーとして参加します。

2. 就学・転学相談事務手続

(3)就学先等の決定

就学支援委員会の審議結果及び就学先等の学校の受入体制を総合的に判断して児童・生徒等の就学先等を決定し、就学(転学)相談結果通知書により、保護者、就学先等及び原籍の学校長にその結果を通知します。

最終的な就学先等は、就学支援委員会の判定した学級等へ就学・転学をするか、特別支援教育を利用しないかを家庭で決めてもらい合意が取れたのち就学先等を決定します。

※保護者の希望を叶える制度ではありません。

2. 就学・転学相談事務手続

(4)就学先等の決定例

例1:保護者希望が特別支援教室で就学支援委員会の判定が知的の特別支援学級の場合は、知的の特別支援学級へ就学・転学するか、通常学級が選択可能。通常学級へ就学等した場合は、特別な支援はできない。

例2:保護者希望が知的の特別支援学級で就学支援委員会の判定が知的の特別支援学校の場合は、知的の特別支援学校へ就学・転学するか、知的の特別支援学級が就学・転学可能。

※ただし、専門教育、身辺介助(排泄、着替えの介助等)はできない等の条件を了承の上、就学等をする。

2. 就学・転学相談事務手続

例3：保護者希望が通常学級で就学支援委員会の判定が身体の特例支援学校の場合は、身体の特例支援学校へ就学・転学するか、通常学級が就学・転学可能。

※ただし、必要に応じて支援員を配置するが、専門教育はできない、イベント等は保護者が付き添う等の条件を了承の上、就学等をする。

例4：保護者希望が特例支援教室で就学支援委員会の判定が情緒の特例支援学級の場合は、同じ障がい種別のため、情緒の特例支援学級へ就学・転学するか、特例支援教室が就学・転学可能。

※ただし、新小1については、情緒の特例支援学級の判定の場合でも、特例支援教室において適応できるかの様子を見る必要があるため、原則、情緒の特例支援学級へ就学はできない。

2. 就学・転学相談事務手続

(6)都立学校への就学又は転学

就学先等が都立学校であるときは、就学相談結果により就学相談等の結果を東京都教育委員会へ報告し、就学相談を東京都教育委員会へ引継ぎます。

3. 狛江市の特別支援教育

(1) 特別支援学級

基本的なことばの交流や身辺処理はできるが、学習面や生活面で支援が必要な児童・生徒に対して、個別指導や集団指導を行う学級です。

学籍は特別支援学級に置きます。

3. 狛江市の特別支援教育

(2)特別支援教室

通常の学級の学習や生活におおむね参加でき、集団行動が苦手、学習の一部につまずき等がある児童・生徒が対象です。(知的障がいを伴わない自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのいずれか)知的障がいのある児童・生徒は対象外です。

自校に設置されている特別支援教室で週に1～4時間程度、個別指導や小集団指導で感情のコントロール、コミュニケーションの取り方、板書の仕方等を児童・生徒の障がい特性に応じた指導を行います。拠点校の教員が巡回指導します。学籍は通常学級に置き、通室日は出席日数に数えます。教科学習の補習ではありません。

3. 狛江市の特別支援教育

■ 狛江市の特別支援学級等の設置状況

種別	特別支援学級		特別支援教室
	知的障がい	自閉症・情緒障がい	自閉症・情緒障がい
通学	毎日(特別支援学級に在籍)	毎日(特別支援学級に在籍)	週1～4時間程度
対象	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ・主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	・自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの ・主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、通常の学級における学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
設置校	・狛江第一小(いずみ学級) ・緑野小(えのき学級) ・狛江第一中(1組)	・狛江第三小(あおば学級) ・狛江第三中(E組)	・小学校 全校 (拠点校3校, 巡回校3校) ・中学校 全校 (拠点校1校, 巡回校3校)